令和8年 10月号

協会けんぽ 山形支部からのお知らせ

「定期健康診断結果」の提供にご協力をお願いします

事業主の皆さまは、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して、定期健康診断（事業者健診）を実施しなければならないとされていますが、定期健康診断の実施だけで終わっていませんか？

「生活習慣病予防健診」、「人間ドック健診」を利用されない場合は、事業者健診結果データをご提供ください。提供方法については、右記二次元コードからご覧ください。

▲提供方法はこちら

事業者健診結果データを提供するメリット

特定保健指導

保健師、管理栄養士による、メタボリックシンドロームの状態を改善するための健康サポートが無料で受けられます。

保険料率上昇の抑制

インセンティブ制度の評価指標の一つである「特定健診等の実施率」に反映され、保険料率上昇の抑制につながります。

健診結果の閲覧

マイナ保険証をお持ちの方は健診結果をマイナポータル上で閲覧できるようになります。また、ご本人さまの同意をもとに医療機関での診療や薬局での処方に活用することも可能になります。

やまがた健康企業宣言への登録は受診率70%が要件となっています

Q 健診結果を提供しても問題ないのでしょうか？

A 事業主さまが協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」において提供しなければならないと規定されており、事業主さまが責任を問われることはありません。

【お問い合わせ先】 保健グループ

参加費無料！

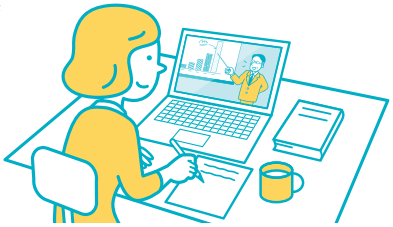
事業主・労務管理担当者さま向け

メンタルヘルスセミナーを開催します

事前申込不要！

令和7年5月に労働安全衛生法が改正され、令和10年4月1日より、50人未満の事業所においてもストレスチェックが義務化されることとなりました。

そこで協会けんぽ山形支部では、事業主、労務管理担当者さま向けのメンタルヘルスセミナーを12月に開催します！



開催日時 令和8年**12**月**4**日 14:00～

講　師 第1部　山形労働局労働基準健康安全課　課長
第2部　山形産業保健総合支援センター所長 医師　神村裕子 先生

開催方法 オンライン（Zoom）にて開催！ 当日先着「500」名限定！

詳しくはこちらから

【お問い合わせ先】 企画総務グループ

「もしも」と「いつも」に安心を。 協会けんぽ

登録・年会費 無料！

まずは１社におひとり！

健康保険委員へのご登録をお願いします

協会けんぽのサービスや健康保険制度を有効にご活用いただくため、事業主さまや健康保険事務担当者さまを最低1名「健康保険委員」としてご登録いただいております。

Q. 健康保険委員とは どんなことをするの？

A 従業員の方への健康保険関連の周知広報や相談業務、職場の健康づくりにご協力いただいております。

Q. 普段の仕事が 増えてしまうのでは・・・

A ご案内する研修会等への参加は任意となっており、強制的な負担はございません。また、費用等も発生しません。

健康保険委員の特典

❶ 協会けんぽの各種サービスを詳しく説明している冊子を無料で贈呈します
❷ 健康保険委員さま限定の定期広報誌をお届けします！
❸ 健康保険や健康づくりに関するセミナー・研修会をご案内します！

下の二次元コードのフォームからご登録ください！



登録フォームはこちら！

すでに健康保険委員となっている方へ

健康保険委員向けのコミュニケーションサイトへの登録もぜひお願いします

8月31日より健康保険委員さま専用のコミュニケーションサイトが開設されました。今後はこちらのサイトより協会けんぽからのお知らせを発信していく予定ですので、ぜひご利用ください。

健康保険委員にご登録いただいた方には順次専用の**ID・初期パスワード**を記載した**「通知書」**をお送りしています。通知書は破棄せずに、初回登録を速やかに行ってくださいますようお願いします。

コミュニケーションサイトへのログイン方法など、詳しくはこちらから▶▶

健康コラム

一般社団法人　山形県歯科医師会

歯周病と認知症
～お口の健康から始める健康づくり～



歯周病は、歯ぐきの腫れや出血から始まり、進行すると歯を支える骨が失われ、歯を失う原因となる病気です。近年では、歯周病と認知症の関連についても研究が進んでいます。

歯周病による慢性的な炎症や歯周病菌が、全身や脳に影響を及ぼす可能性が指摘されています。また、歯を失って噛む力が低下すると、食事や会話だけでなく、咀嚼による脳への刺激にも影響することがあります。

ただし、「歯周病があると認知症になる」と決まっているわけではありません。認知症には加齢や生活習慣など、さまざまな要因が関係しています。

大切なのは、毎日の歯みがきに加え、歯間ブラシやフロスを活用し、定期的に歯科検診を受けることです。お口の健康を守ることは、いつまでも食事を楽しみ、健やかな毎日を送るための大切な習慣です。

山形県歯科医師会　地域保健常任委員　髙橋典子

【お問い合わせ先】　企画総務グループ

発行元　全国健康保険協会山形支部　〒990-8587　山形市幸町18-20　JA山形市本店ビル5階　TEL：023-629-7225　発行月　2026年10月